

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和2年6月10日（水）13時30分～13時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、市森係員  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る前回面談等での原子力規制庁からの確認事項について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 3号機タービン建屋滞留水移送装置移送ラインへの逆止弁の追加について
  - ✓ 逆止弁を追加した場合の移送ラインの合計圧力損失を算出し、ポンプの全揚程がこれを上回ることから、当初計画通りの移送流量が確保できると評価している。
  - ✓ 逆止弁を追加することで生じる設置作業においても、既認可の建屋滞留水移送装置の設置作業と同様の被ばく低減対策を講じる。
  - ✓ 追加する逆止弁の逆流防止機能が仮に喪失した場合でも、ポンプの起動頻度（約90回/日）はメーカーの許容している起動頻度（144回/日）を下回るため、ポンプへの影響はない。ただし、ポンプの起動回数に比例して劣化が進行することから、逆流防止機能が喪失した場合には逆止弁を交換する。
  - ✓ ポンプを設置するストームドレンサンプピット周辺の床面に流入したモルタルを削り、当該サンプピットに滞留水を導く水道（幅100mm）を構築することにより、床面の滞留水水位を2cm以下に保つための通水量が確保できると評価している。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

#### 6. その他

資料：

- 1～4号機滞留水移送装置の一部変更に伴う実施計画の変更について